



／ ひとりで抱えこまないで ／

若年性認知症 ガイドブック

～ 自分らしく、安心して暮らし続けるために ～



若年性認知症は、誰にでも起こりうる病気です。

この冊子が、あなたやご家族の
「これから」を考えるヒントになりますように。

 **東松山市**
HIGASHIMATSUYAMA CITY

ご本人も
ご家族も
安心できる
一歩のために



もくじ



1	若年性認知症とは？	2
2	若年性認知症かも…？チェックのポイント	3
3	受診について	3～5
4	若年性認知症と診断されたら	6
	(1) 各種制度について	6～9
	・自立支援医療制度（精神通院医療） ・精神障害者保健福祉手帳	
	・障害年金 ・高額療養費 ・高額介護サービス費	
	・高額医療、高額介護合算療養費制度	
	・国民年金保険料の法定免除・申請免除 ・特別障害者手当	
	・指定難病医療給付制度	
	・重度心身障害者医療費助成制度	
	(2) 在職中は…	9
	・傷病手当金	
	(3) 退職したら…	10
	・雇用保険 ・健康保険 ・国民健康保険税の軽減 ・国民年金	
	(4) 症状が進行したら…	11
	・介護保険 ・障害者総合支援法 ・生命保険と住宅ローン	
	・福祉サービス利用援助事業と成年後見制度	
	(5) 経済的な支援	12
	・生活保護制度 ・生活福祉資金貸付制度 ・生活困窮者自立支援制度	
	(6) 自動車の運転について	13
	・安全運転相談室 ・安全運転相談ダイヤル	
5	相談窓口	14～15
	・地域包括支援センター ・認知症の人と家族の会埼玉支部	
	・特定非営利法人若年性認知症サポートセンター	
	・若年性認知症コールセンター ・若年性認知症の本人、家族交流の場	
	・埼玉障害者職業センター ・ヤングケアラーに関する相談窓口	
	●Q&Aコーナー	16
	●覚えておきたいこと・伝えておきたいこと	17～18

この冊子について

若年性認知症のご本人やご家族が利用できる制度や相談先をわかりやすくまとめています。
ガイドブックに記載している各種サービスについては、変更となることがありますので、利用の際は
問合せ先に詳細をご確認ください。
認知症の症状と似た疾患や障害もあります。若年性認知症でなくても対象となるサービスもあり
ますので、各担当にご相談ください。





若年性認知症とは？

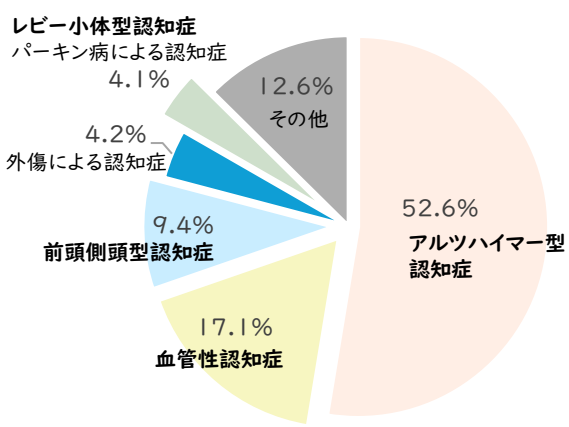


若年性認知症とは

認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合、「若年性認知症」といいます。

ものの忘れが始め、仕事や家事などの日常生活に支障をきたすようになっても、まだ若いという理由から認知症と気付かれず、病院で診察を受けても、疲れやうつ状態、更年期障害などと間違われることもあり、診断までに時間がかかってしまうケースが多く見られます。本人や配偶者が現役世代なので、認知症になって職を失うと、経済的に困ることになり、また、親の病気が子どもに与える心理的影響も大きく、教育、就職、結婚などの子どもの人生設計が変わる場合もあります。

若年性認知症の実態調査結果（R2年3月）



日本医療研究開発機構認知症研究開発事業において実施した若年性認知症の実態調査（R2年3月）では、若年性認知症患者は全国に約3万5千人いると推計されています。男性の方が女性よりも多く、発病年齢は平均で約54歳でした。

基礎疾患の内訳については、アルツハイマー型と血管性の2つが多い傾向にありましたが、前頭側頭型やレビー小体型、頭部外傷後遺症の認知症などもみられました。

	アルツハイマー型 認知症	血管性 認知症	レビー小体型 認知症	前頭側頭型 認知症
原因	アミロイドβタンパクや タウタンパクの蓄積	脳梗塞や脳出血など の脳血管障害	レビー小体（α-シヌク レイン）の蓄積	前頭葉や側頭葉の萎縮 が顕著
進行	比較的緩やか	階段状に進行すること が多い	うつ、パーキンソン、幻視 など人により違いが大 きい	初期はわかりにくいこと も多い
症状	ものの忘れから始まり、理解 力や判断力なども徐々に 低下する。多幸、易怒性な どの人格変化や被害妄想 を伴うこともある。	障害の部位により様々 で、運動・感情障害を 伴うこともある。障害を 受けていない部分の 機能は保たれる（まだ ら状）。	幻視（※1）、パーキン ソン症状（※2）、レム睡眠 行動障害（※3）、認知 機能の動揺性などが特 徴である。	記憶は比較的保たれ、 性格変化が目立ち反社 会的な言動が顕著なタ イプと、言語障害が目 立つタイプがある。

（※1）幻視：実際にはないものが、あるように見えること
（※2）パーキンソン症状：動作が遅くなる、歩行が不安定で小刻みになる、手足が震えるなど
（※3）レム睡眠行動障害：悪夢をみてうなされたり、暴れたりする
※進行や症状は個人差があります。

2

若年性認知症かも…？チェックのポイント

日常生活の中で、行動や話すことがいつもと違っているという“気づき”が若年性認知症の発見につながります。



具体的なチェックのポイント

- | | |
|------------------------------|-----------------------------------|
| ① 同じことを何度も聞く | ⑦ 家電製品の使い方がわからない |
| ② 伝言したことがうまく伝わらない | ⑧ テレビや新聞を見なくなる、関心が無くなる |
| ③ 電車・バスで乗る駅や降りる駅がわからない | ⑨ 風呂に入りたがらない |
| ④ よく知っている道なのに迷ってしまう | ⑩ 好きだった趣味の活動をしなくなる |
| ⑤ 通帳、印鑑、財布などをよく無くし、家族が盗ったという | ⑪ 鍋を焦がす、ガスの火を消し忘れる、水道の水を出しっぱなしにする |
| ⑥ いつも同じ服を着て着替えたがらない | ⑫ 外出したがらない |



3

受診について

●早期受診・早期診断が重要

就労を続けたり、経済的な支援を受けるためには、早期受診・早期診断が重要です。アルツハイマー型認知症であれば、進行を遅らせる薬があり、本人の日常生活動作（ADL）や生活の質（QOL）を維持出来ます。

早期であれば理解力や判断力が保たれているので、治療と仕事を両立することや、病気であることを受け入れ、今後の人生を設計する時間が与えられることになります。

早い時期に若年性認知症支援コーディネーターなどの専門職に出会うことも有効です。

症状にあわせたサポートや社会参加を続けるためにも、早期受診・早期診断をお勧めします。



●受診の際には…

認知症の治療を継続する中で、身近にかかりつけの医療機関があれば安心できます。確定診断や、症状の変化などで専門医を受診する場合も、紹介状を書いてもらうとスムーズに受診できます。

●受診の心構え

本人の普段の様子をよく知っている人が付き添いましょう。病院へは、今までにかかった病気やけが、いつ頃からどのような変化があったかなどを伝えるため、具体的に記したメモ等を持っていくと焦らずに説明することが出来ます。



●どんな医療機関にかかればいい？

・産業医

就労中に気づかれた方は、産業医に相談することができます。
仕事に支障が出てくる場合もありますので、仕事の内容や雇用管理などの調整にも協力してもらえます。
専門医療機関への紹介状を書いてもらうこともできます。
労働者の健康管理等について、専門的な立場から助言・指導を行う医師です。
一定規模の企業には産業医の選任が義務付けられています。



・かかりつけ医

認知症の治療は長く続くうえに、日常生活での困りごとが起こってくる場合もあります。
身近に、日頃かかりつけの医療機関があれば、安心できます。
確定診断や、症状の変化などで専門医を受診する場合も、紹介状を書いてもらうとスムーズに受診できます。

●専門医療機関

・認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断などを行うことができます。



<主な業務>

(1)専門医療相談(電話・面談)

専門の相談員が、本人や家族からの認知症に関する様々な相談に対応するとともに、地域包括支援センター等と連携を図り問題に対応します。



(2)鑑別診断とそれに基づく初期対応

専門の医師による詳しい鑑別診断を行い、認知症疾患の診断を行うための検査や診察を行います。診断に基づいた治療や初期対応等を行います。

(3)認知症に伴う行動・心理症状(BPSD)への対応

合併症や認知症に伴う行動・心理症状(幻覚、妄想、徘徊など)に対応します。

(4)認知症医療に関する情報発信

ホームページや各種研修によりに認知症に関する情報提供や知識の向上を図っていきます。



●埼玉県の認知症疾患医療センター一覧

医療機関名	所在地	連絡先
 つむぎ診療所	秩父市寺尾1404	0494-22-9366
 武里病院	春日部市下大増新田9-3	048-738-8831
 西熊谷病院	熊谷市石原572	048-599-0930
 丸木記念福祉メディカルセンター	毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1486
 戸田病院	戸田市新曽南3-4-25	048-433-0090
 済生会鴻巣病院	鴻巣市八幡田849	048-501-7191
 菅野病院	和光市本町28-3	048-464-6655
 狭山尚寿会病院	狭山市水野600	04-2957-1141
 久喜すずのき病院	久喜市北青柳1366-1	0480-23-3300
 埼玉精神神経センター ※さいたま市指定	さいたま市中央区本町東6-11-1	048-857-6811

※市のホームページに、市内の医療機関の情報を掲載しています。
そちらも併せてご覧ください。

比企地区在宅医療・介護情報検索システム



市HP
検索システム

※埼玉県のホームページには、認知症サポート医名簿や、かかりつけ医認知症対応力向上研修修了者名簿も掲載されています。そちらも併せてご覧ください。

●検査の方法

検査方法	内容
問診	最初に気づいた症状や今までの経過、他の疾患の有無、服用している薬の内容、家族歴などを詳しく聞かれます。
身体検査	身体状況の把握、認知症の原因となる病気や、認知症に似た症状をおこす病気の有無を確認するために、内科的診察や、血液検査などを行います。
神経心理検査	質問に答えることにより、認知機能の低下の有無を調べます。正しい評価のためにも、リラックスした気分で受けることが大切です。
画像検査	【脳の形を調べる】 CTやMRIで血管障害や腫瘍の有無、萎縮の部位や程度を診断。 【脳の働きを調べる】 脳の血流が低下している部位や程度を診断。



※記載しているサービスについては、
変更されることがあります。
利用したい場合は、問合せ先に
連絡し、詳細をご確認ください。

(1) 各種制度について

自立支援医療（精神通院医療）

申請の時期	通院による継続治療が必要な時
問合せ先	障害者福祉課 TEL:21-1452
サービスの概要等	認知症で通院による治療を受ける場合、医療費の一部が軽減されます。 (世帯の所得や疾病等に応じて自己負担額の上限あり。) ※制度の利用が出来るのは、受給者証に記載された指定自立支援医療機関のみ。 ※有効期間は1年で、更新する場合は有効期限の3か月前から申請可能。
手続きに必要なもの	★印の書類は障害者福祉課の窓口にあります。 ① 医学的意見書(★) ② 障害者手帳(既にお持ちの方のみ) ③ 保険情報の確認できるもの(マイナ保険証・資格確認書など) ※受診者と同一の医療保険に加入している、世帯全員分 ④ マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料) ※ 医療内容や世帯の所得状況確認のために、その他に書類が必要な場合があります。

精神障害者保健福祉手帳

申請の時期	初診日から6か月を経過した日以降 (初診日がいつになるかは主治医に確認しましょう。)
問合せ先	障害者福祉課 TEL:21-1452
サービスの概要等	認知症と診断されると取得できます。 身体症状がある場合は、身体障害者手帳に該当する場合があります。 手帳の取得により、必要なサービスを受けるための条件があることを証明したり、 企業の障害者雇用枠として働き続けることが可能となる場合があります。 ※有効期間は2年で、更新する場合は有効期限の3か月前から申請可能。
手続きに必要な物	① 診断書(所定の様式) 又は精神障害を支給事由とする年金証書・直近の年金振込通知書の写し ② マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料)

障害年金



申請の時期	初診日から1年6か月を経過した日以降、又はその前に症状が固定した日以降。 (主治医に確認しましょう。)	
問合せ先	国民年金	保険年金課 TEL:21-1434
	厚生年金	川越年金事務所(川越市脇田本町8-1 5階) TEL:049-242-2657
	共済組合	勤務先の共済担当者
サービスの概要等	一定の障害がある方に、障害の程度に応じて年金が支給される制度です。 国民年金に基づく「障害基礎年金」(1~2級)と初診日に厚生年金(共済組合)に加入していた場合に(申請時に退職していても申請可)、障害基礎年金に合わせて受給できる「障害厚生年金」(1~3級)があります。	

高額療養費

問合せ先	保険年金課 TEL:21-1403
サービスの概要等	同じ月にかかった医療費のうち、保険診療分として支払った額が自己負担限度額を超えたときは、限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。 限度額は所得区分によって異なり、支給要件に該当する世帯には、診療を受けた月の約3か月後に申請書をお送りいたしますので、郵送または保険年金課の窓口で申請してください。 なお、1つの医療機関で限度額を超える場合は、医療機関の窓口で本人の情報提供に同意することで、窓口での支払を限度額までに抑えることができます。

高額介護サービス費



問合せ先	高齢介護課 TEL:21-1460
サービスの概要等	介護サービスを利用する場合に支払った利用者負担額には、月々の負担の上限額が設定されています。上限額は世帯の課税状況等により設定され、1か月に支払った利用者負担額の合計がその上限額を超えたときは、超えた分が高額介護サービス費として支給されます。該当する場合は申請書をお送りいたしますので、郵送または高齢介護課の窓口で申請してください。

高額医療、高額介護合算療養費制度

問合せ先	保険年金課 TEL:21-1403
サービスの概要等	同じ世帯内で同一の医療保険に加入している方で、毎年8月から翌年7月までの1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が一定の額を超えたときは、その超えた分が高額医療、高額介護合算療養費として各保険者から支給されます。

国民年金保険料の法定免除・申請免除



問合せ先	保険年金課 TEL:21-1434
サービスの概要等	20歳以上60歳未満の国民年金加入者で、障害基礎年金(1～2級)の受給者や生活保護(生活扶助)受給者は、国民年金保険料が免除されます(法定免除)。また、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」又は「猶予」される制度があります(申請免除)。※「猶予」については20歳以上50歳未満の方が申請できます。

特別障害者手当



問合せ先	障害者福祉課 TEL:21-1452
サービスの概要等	20歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により、日常生活において、常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に対する支援として手当を支給しています。ただし、施設に入所中の方や継続して3か月を超えて病院又は診療所に入院している方は受けられません。※所得制限があります。

指定難病医療給付制度

問合せ先	埼玉県内の各保健所
対象者	前頭側頭葉変性症(前頭側頭型認知症・意味性認知症)と診断された方のうち、認定基準を満たした方
サービスの概要等	前頭側頭葉変性症に対する医療について、医療費の助成が受けられます。収入など状況に応じて自己負担の上限があります。

重度心身障害者医療費助成制度

問合せ先	障害者福祉課 TEL:21-1452
サービスの概要等	重度の心身障害のある方の保険診療の一部負担金を助成します。 (ただし、高額療養費、附加給付、食事、生活療養標準負担額は除きます。)
対象者	①身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方 ②療育手帳④・A・Bをお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 ※ただし精神病床への入院費用は助成対象外 ④65歳から74歳までの方で後期高齢者医療制度の障害認定を受けた方、又は75歳以上で市長の認定を受けた方 ※申請が必要です。 ※④の認定は、65歳の誕生日の前日までに下記手帳の交付を受けている方、又は年金の受給権を取得している方が対象です。 ・身体障害者手帳4級のうち、音声・言語機能または下肢機能の一部 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ・障害年金1級・2級 ※平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した方は、助成対象外となります。 ※国の特別障害者手当に準じた所得制限があります。
手続きに必要な物	① 障害者手帳 ② マイナ保険証 または 資格確認書など保険情報の確認できるもの ③ 資格登録者名義の普通預金通帳 ④ マイナンバーカード(マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバーを確認できる公的書類及び本人確認資料) ※ 過去2年以内に他市町村から転入された方は、別途書類が必要となることがあります。

(2) 在職中は・・・

傷病手当金



申請の時期	欠勤4日目以降
問合せ先	加入している保険者(全国健康保険協会又は健康保険組合等)
サービスの概要等	健康保険の被保険者が、連続して3日(土日含む)以上欠勤し給与が支払われない場合、給与の一定割合の金額が最長で1年半の間支給されます。 欠勤4日目以降申請が出来ますが、欠勤期間中に傷病で働くことが出来ないという事の医師の証明が必要です。 就労できない状態が継続しているなど一定の条件に該当すれば、支給期間中に退職しても、引き続き傷病手当金を受給することが出来ます。 各組合における支給期間や、県外の国民健康保険の保険者による支給の有無については、個別に各保険者までお問い合わせください。

(3) 退職したら・・・

雇用保険（失業等給付）

申請の時期	退職後出来るだけ早く
問合せ先	ハローワーク東松山（上野本1088-4） TEL:22-0240 FAX:23-6272
サービスの概要等	労働する能力と意思がある場合は、失業等給付を受けられる可能性があります。失業等給付の受給を希望する場合は、退職後勤務先から離職票を受け取り、出来るだけ早くハローワークへ相談しましょう。 ※退職後も引き続き傷病手当金を受給する方は、失業等給付を受けることが出来ません。その場合は、ハローワークに届け出ることにより、雇用保険の受給期間を延長することが出来ます。

健康保険

サービスの概要等	退職後の「健康保険の加入」については以下の3つの選択肢があります。 ①<u>現在の保険に継続して加入する(任意継続被保険者)</u> (最長2年間・一定の条件あり) 保険料は全額自己負担(上限あり)となります。 退職して20日以内に手続きをする必要があります。 ●相談・申請窓口 協会けんぽ都道府県支部、又は各種健康保険組合 ②<u>国民健康保険に切り替える</u> 保険料は、年収や加入者の人数によって異なります。 ●相談・申請窓口 保険年金課 21-1403 ③<u>家族の健康保険に加入し、被扶養者になる</u> 保険料の負担はありません。 ●相談・申請窓口 家族が勤務する会社の担当課
----------	--



国民健康保険税の軽減

問合せ先	保険年金課 TEL:21-1403
サービスの概要等	倒産・解雇・雇い止め等により離職した方（雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者）を対象として、離職の翌日から翌年度末までの期間において、国民健康保険税が軽減されます。

国民年金

問合せ先	川越年金事務所（川越市脇田本町8-1 5階） TEL:049-242-2657
サービスの概要等	60歳未満の方は60歳になるまで「国民年金」に加入します。 老齢年金の受給条件を満たしている方には、日本年金機構から受給開始年齢に到達する3か月前に請求書が送付されますので、請求手続きをします。

(4) 症状が進行したら・・・

介護保険

問合せ先	高齢介護課 TEL:21-1460
サービスの概要等	40歳以上で若年性認知症の診断を受けた方は、介護保険の申請をすることが出来ます。 認定が出れば、各種介護保険サービスの利用が可能です。

障害者総合支援法

問合せ先	障害者福祉課 TEL:21-1452
サービスの概要等	障害支援区分認定を受け、障害者総合支援法のサービスを利用できます。

生命保険と住宅ローン

問合せ先	ご契約の生命保険会社・金融機関
サービスの概要等	生命保険に加入していたり、住宅等ローンを利用している場合には、認知症によって高度障害保険金を受けたり、ローンの免除を受けられないか、加入している保険会社やローンの取扱金融機関に確認しましょう。

福祉サービス利用援助事業と成年後見制度
(あんしんサポートねっと)

問合せ先	福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)	東松山市社会福祉協議会 TEL:23-1251
	成年後見制度	東松山市成年後見センター (市民福祉センター内) TEL:59-5670
		高齢介護課 TEL:21-1406
		さいたま家庭裁判所熊谷支部 TEL:048-500-3113
サービスの概要等	認知症・知的障害・精神障害などによって、各種手続きやひとりで決めることが不安になった時に利用できる制度です。 福祉サービス利用援助事業が、日常生活上の手続き支援が中心であるのに対し、成年後見制度では、入院・入所手続きや不動産処分などの重要な法律行為も行うことができます。	

(5) 経済的な支援



生活保護制度

問合せ先	社会福祉課 TEL:21-1447
サービスの概要等	病気や事故、その他の事情で、収入が減少し生活費や医療費などの支払いに困った場合、国が最低限度の生活を保障し、再び自分の力で生活ができるように援助する制度です。

生活福祉資金貸付制度

問合せ先	東松山市社会福祉協議会 TEL : 23-1251
サービスの概要等	低所得世帯、障害者世帯や高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。 本貸付制度は、都道府県社会福祉協議会を実施主体として、市区町村社会福祉協議会が窓口となって実施しています。それぞれの世帯状況に応じた資金の貸付を行います。※貸付のため償還(返済)が必要です。

生活困窮者自立支援制度

問合せ先	社会福祉課 TEL:21-1455
サービスの概要等	生活における仕事やお金、住まいのことなど、様々なお困りごとを抱えている方に対して、一人ひとりの状況に合わせた相談をお受けしています。 仕事探しや住まいの確保、家計の見直しなど地域の関係機関と連携しながら、自立した生活を送るためのサポートを行います。



(6) 自動車の運転について

安全運転相談室

開設時間	月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）を除く。） 午前9時から午後3時までの間 ※第3日曜日は運転免許センターに限り、安全運転相談を実施しています。 予約は、受付時間内にご連絡ください。
問合せ先	埼玉県警察運転免許センター1階 安全運転相談室 TEL:048-543-2001（代表）音声ガイダンス4番 FAX:048-543-7727
サービスの概要等	来室での相談は家族の付き添い、同席をお願いします。なお、ご家族のみでの相談もお受けします。 相談や検査結果により、免許条件が付与される場合があります。そのため、公共交通機関又は家族等が運転する車に同乗してお越しください。 駐車場は、外来駐車場の他、正面玄関横の身障者用駐車場をご利用ください。

安全運転相談ダイヤル（#8080）

開設時間	原則として平日の執務時間内
全国統一番号	#8080（シャープハレバレ）
サービスの概要等	病気や加齢に伴う身体機能の低下等で、車の運転に不安を感じた方やその家族が相談をするダイヤルです。 ※ダイヤルすると、発信場所を管轄する都道府県警察の相談窓口につながります。





相談窓口

【地域包括支援センター】

名称	連絡先	
東松山市 地域包括支援センター	松葉町1-1-58（東松山市役所 高齢介護課内） ☎ 22-7733 FAX 22-7731	
名称	連絡先	担当地区
総合福祉エリア 地域包括支援センター	大字松山2183 ☎21-5570・FAX 25-3305	本町、神明町、材木町、松葉町、日吉町 加美町、松本町、松山、松山町、六反町 新宿町、小松原町、砂田町、仲田町、美原町
東松山ホーム 地域包括支援センター	大字石橋1716 ☎22-6115・FAX 24-7123	箭弓町、下唐子、石橋、葛袋、神戸、 上唐子、新郷、坂東山、美土里町、幸町
年輪福祉ホーム 地域包括支援センター	大字大谷4106 ☎36-3666・FAX 36-3665	市ノ川、東平、野田、沢口町、殿山町、大谷、岡
わかばの丘 地域包括支援センター	大字毛塚773 ☎31-0555・FAX 31-0557	高坂、早俣、正代、宮鼻、毛塚、田木、 岩殿、西本宿、大黒部、元宿、あずま町 桜山台、白山台、旗立台、松風台
アースサポート東松山 地域包括支援センター	若松町2-2-4 ☎22-7500・FAX 25-6701	御茶山町、六軒町、五領町、山崎町、和泉町、 上野本、下青鳥、上押垂、下押垂、今泉、古凍 柏崎、若松町、下野本

認知症の人と家族の会 埼玉県支部

●若年性認知症サポートセンター（若年性認知症支援コーディネーターを配置）

日 時：月～金 9時～16時 ※年末年始・祝日・夏季休暇は休み

電 話：048-814-1212 F A X：048-814-1211

E-mail：jakunen2017@sage.ocn.ne.jp

★電話相談だけでなく、メールやFAX、来所や訪問による相談も可能

特定非営利法人 若年性認知症サポートセンター

日 時：月・水・金 10時～17時 電 話：03-5919-4186



若年性認知症コールセンター（認知症介護研究・研修大府センター）

日 時：月～土（年末年始・祝日除く） 10時～15時 ただし水曜日10時～19時

電 話：0800-100-2707

若年性認知症の本人、家族交流の場

埼玉県内では、数か所で若年性認知症の方のカフェ等を開催しています。

埼玉県ホームページをご確認の上、ご参加ください。

●埼玉県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/ninchisyosesaku/jakunen.html#kouryu>



埼玉障害者職業センター(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部)

就労のための相談や就労支援(事前予約による相談)

住所:さいたま市桜区下大久保136-1

電話:048-854-3222 FAX:048-854-3260

開庁日時:8:45~17:00(土日祝、年末年始休暇を除く)

メール:saitama-ctr@jeed.or.jp

ヤングケアラーに関する相談窓口

ヤングケアラーとは、家族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている18歳未満の方です。ひとりで悩まず、下記相談先などに相談してください。

●市の相談窓口●

・こども支援課(こども家庭センター)	81-5750
・学校教育課 21-1429	・障害者福祉課 21-1452
・高齢介護課 22-7733	・社会福祉課 21-1455

●埼玉県ヤングケアラーチャンネル●

埼玉県では、ヤングケアラーや若者ケアラーが元ヤングケアラーに日常の悩みを相談したり、話を聞いてもらえる場所として、LINE相談窓口「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」を開設しています。

ケアのこと、家族のこと、学校や仕事との両立のことから日常の悩みまで、LINEで気軽にご相談ください。

相談日:月~金曜日(祝日、年末年始は除く)

時間:午前11時~午後8時

ただし相談者からのメッセージの送信は24時間365日いつでもできます。



※注意事項等、詳細については埼玉県のホームページをご確認ください。→→

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0609/chiikihoukatukea/youngcarer-line.html>



ひとりで抱え込まないで



あなたの気持ちを大切にします



あなたらしい毎日を応援します



話をきいてほしい



一緒に考えたい



制度やサービスを
知りたい



つながるサポートが
ほしい

Q.認知症と若年性認知症の違いは？

A.認知症と若年性認知症の違いは発症した年齢です。

65歳以降に発症したものを認知症、64歳までに発症したものは若年性認知症といいます。

症状自体に大きな違いはありませんが、社会的・経済的な影響が異なります。

若年性認知症は、現役世代（働き盛り、子育て世代）で発症するため、「仕事の継続」「経済的な困窮」「子育てや親の介護との重複」といった、人生のライフステージ特有の深刻な問題に直面しやすいという特徴があります。

Q.認知症は治療して治りますか。

A.認知症の状態をきたす原因は様々なため、症状や経過についても様々です。

ビタミン欠乏症、甲状腺機能低下症、正常圧水頭症、一部の脳腫瘍などによる認知機能の低下には、薬や手術、放射線などの治療で回復の可能性があります。

現在の医療ではすべての認知症状態を完治することは難しいですが、原因疾患を特定するためにも、医療機関を受診することが大切になります。

Q.認知症になると介護保険を利用することができますか？

A.介護保険を利用するには、要介護認定（介護や支援が必要であるという認定）を受ける必要があります。

40歳以上で認知症の方は、要介護認定を受けるための申請をすることができます。

Q.認知症と高次脳機能障害の違いは？

A.高次脳機能障害は、頭部外傷や血管障害などにより言語や記憶など認知機能に起こる障害全般をいいます。

高次脳機能障害は進行せず回復することもあります。認知症は徐々に進行するという点で区別することができます。

（高次脳機能障害の詳細については、埼玉県が作成した「高次脳機能障害の理解と支援のために（理解編）（社会資源・制度編）」などをご参照ください。）

Q. 家族や職場の同僚は、どのように接すればよいですか？

A.尊厳を守り、「できること」に目を向けながら、感情的に否定しないことが大切です。

●否定や叱責はNG

失敗を責めたり、「さっき言ったでしょ」と怒ったりすると、本人は自信を失い、不安やうつ症状が悪化します。

●プライドを傷つけない

自尊心を傷つけないよう、さりげなくサポートします（メモの活用、指示は具体的に一つずつなど）。

●「できること」を奪わない

周りがすべて先回りしてやってしまうと、脳の機能低下が進みやすくなります。時間がかかっても、本人ができることは見守りながら任せましょう。



覚えておきたいこと・ 伝えておきたいこと



1

基本情報



氏名



ニックネーム
呼ばれたい名前



生年月日 年 月 日 (歳)



住所



電話番号



緊急連絡先

お名前 (続柄)
電話番号 () -



かかりつけ医・病院

病院名・診療科

医師名

電話番号

病院名・診療科

医師名

電話番号

病院名・診療科

医師名

電話番号



2

これまでの歩み



これまでの人生で、大切にしてきたことや思い出を書いてみましょう。



学校・学生時代

思い出に残っていること
好きだったことなど



仕事・働いていたころ

どんな仕事をしていたか
やりがいや印象的なエピソードなど



趣味・好きなこと

夢中になってきたこと
楽しみや生きがいになっていること



大切にしてきた価値観

大切にしている考え方や
信念、生き方など



家族との思い出・
大切な人たち

心に残っている思い出や
大切な人とのエピソードなど



このページは、一度に書かなくても大丈夫です。思いついた時に少しずつ書き足していきましょう。





覚えておきたいこと・ 伝えておきたいこと



3 これからの希望 これからの人生で、やりたいこと、支援してほしい内容を書いてみましょう。



これからやりたいこと



続けたいこと・大切にしたいこと



周りの人にお願いしたいこと



支援してもらえると安心なこと

4 メッセージ

家族や大切な人へ、伝えたいことを書いてみましょう。



このページは、いつでも書き足したり書き直したりできます。
あなたの想いが、あなたらしい暮らしや大切な人たちの支えになります。



若年性認知症になっても、 自分らしい生活は続けられます

1 気になることが はじまりかもしれません

最近、物忘れが
増えた気がする…

仕事でミスが
続いてしまう…

もしかして、
認知症？

2 早めの受診・相談で、 これからのことを一緒に考えられます

早めに相談してくれて
よかったですね。
一緒に考えて
いきましょう。

3 利用できる制度やサービスがあります



医療費の
助成



介護サービス



就労の
サポート



相談窓口
など

使える制度やサービスを上手に活用しましょう。

4 家族や職場、地域のサポートが、力になります

ひとりじゃないよ。
いつも応援しているよ。

できることを一緒に
考えていきましょう。

ひとりで抱え込まなくて
大丈夫ですよ。

5 工夫しながら、自分らしく。

- ・メモやカレンダーを活用する
- ・得意なこと、好きなことを続ける
- ・体を動かしてリフレッシュする

無理せず、
自分のペースで大丈夫です。

6 早期受診と周りの協力で、 未来は変えられます

自分らしい暮らしを、これからも。
一人で抱え込まず、いつでも相談してくださいね。

※別冊で「東松山市認知症ガイドブック」も発行しています。

令和8年8月 第4版

東松山市役所 高齢介護課 地域包括支援センター

東松山市松葉町1-1-58

TEL

☎:22-7733

FAX

☎:22-7731